**平成２２年（フ）第１０３号**
沖縄県中頭郡中城村字屋宜65番地４
債務者　山田　里美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１１９号**
沖縄県沖縄市字与儀450番地　ＳＫマンションＡ棟105号
債務者　太田　秀之
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１４５号**
沖縄県沖縄市照屋２丁目10番21号　照屋アパート103
債務者　小村　和美
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１４７号**
沖縄県沖縄市宮里２丁目11番１号　パークサイド川上401
債務者　田里　典枝
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２２年（フ）第１０１６９号**
東京都足立区六木４丁目２―11―302
債務者　渡辺　雅恵（旧姓大川・竹内）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１２７０号**
東京都北区豊島５丁目５―６―1223
債務者　宮田マリアルイーザこと　ミヤタ　マリア　ルイーザ　アルキリオ
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２０１２号**
横浜市南区宿町３丁目54番地　メゾンド蒔田403
債務者　十文字身江子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４６号**
熊本県球磨郡多良木町大字多良木2734番地３
債務者　上村　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第４７号**
宮崎県西都市大字妻1707番地　モナコパレス西都２号店寮内
債務者　光冨新太郎
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第４９号**
熊本県人吉市南泉田町61番地３　メゾンド南泉田２号室
債務者　藤田　祐二
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第５０号**
熊本県人吉市古仏頂町1226番地
債務者　内野　　瞳
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２２年（フ）第２１０号**
釧路市桜ケ岡７丁目26番17号　宮下アパート１階
債務者　伊賀千鶴乃（旧姓南谷）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２２年（フ）第１４００８号**
東京都葛飾区宝町２丁目８―18
債務者　箭原　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４０１０号**
東京都板橋区南町26―17
債務者　村田　淑子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４１５４号**
神奈川県川崎市宮前区菅生５丁目３―24―205
債務者　丸山ゆかり
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４１５５号**
千葉県印西市原山３丁目８　７棟105
債務者　山本　　香
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部